



東京圏からうんぜんに移住で 2人以上で100万円！ (別途、子育て加算あり)

東京圏から雲仙市に移住し、就業やテレワーク、創業などをされた方に移住支援金を交付します！

補助金額

2人以上の世帯：100万円（18歳未満の方1人当たり100万円追加加算） **単身世帯：60万円**

対象者の主な要件

次の（1）から（5）のすべてに該当する方

- （1）住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は通勤していた方。
- （2）住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京23区内への通勤をしていた方。
- （3）移住支援金の申請時において、雲仙市へ転入後3ヶ月以上1年以内の方。
- （4）移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思がある方。
（5年以内に転出した場合には、支援金は返還となります。）
- （5）移住して農林水産業に就業する者又は家業等へ就業する者で次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ①長崎県が運営する県内就職応援サイト「エヌナビキャリア」に掲載された求人に応募し、就業した方。
 - ②プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
 - ③移住元での業務をテレワークで行っている方
 - ④創業支援金の交付決定を受け、個人事業主の開業または法人を設立した方
 - ⑤関係人口の要件を満たす方

※詳しくは、チェックリストを参照ください。

【問合せ先】 〒859-1107長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市役所 地域づくり推進課

T E L : 0957-47-7805

F A X : 0957-38-2755

移住支援金申請に係るチェックリスト(1/2)

下記の全ての項目に当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。お問合せ先【雲仙市地域づくり推進課 電話：0957-47-7805】

【1】(共通)

次に掲げる事項の全てに該当する。

ただし、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(※1)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等(大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関)へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間の修業年限(ただし、高等専門学校は2年を上限)を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

※1 条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

- 1. 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(※1)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていた。
- 2. 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(※1)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた。
(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。住民票を移す3ヶ月前よりも前に退職していると、要件を満たしません。)
- 3. 移住支援金の申請時において、雲仙市へ転入後3ヶ月以上1年以内である。
- 4. 雲仙市に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思がある。⇒5年以内に転出した場合、返還対象となります。
- 5. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- 6. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
- 7. 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。(全額返還した場合を除く。)
- 8. 自治会に加入している。

※世帯の場合

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- 1. 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯(住民票)に属していた。
- 2. 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の申請時において同一世帯に属している。
- 3. 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも移住支援金の申請時において転入後3ヶ月以上1年以内の期間内にあること。
- 4. 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 5. 申請者と同一世帯に属する者は、移住支援金を申請することはできません。

移住支援金申請に係るチェックリスト(2/2)

【2】就業等以下のそれぞれの場合ごとに要件があります。

(就業(一般)の場合)

- 1. 就業先が、長崎県内であること。
また、長崎県が運営する県内就職応援サイト「エヌナビキャリア」に支援対象求人として掲載された法人である。
- 2. 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。
- 3. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時に連続して3ヶ月以上在職している。
- 4. 上記1の求人への応募日が、県内就職応援サイト「エヌナビキャリア」に移住支援金の対象求人として掲載された日以降である。
- 5. 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 6. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

(就業(専門人材)の場合)

- 1. 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して長崎県内の企業へ就業した者
- 2. 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。
- 3. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している。
- 4. 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 5. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
- 6. 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

(テレワークの場合)

- 1. 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- 2. 地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。
- 3. 移住先でテレワークにより勤務する(恒常的に通勤しない)こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(関係人口の場合)

移住して農林水産業に就業する者又は家業等へ就業する者で次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- 1. 過去に雲仙市の住民基本台帳に通算1年以上記録されていた。
- 2. 過去に雲仙市内の事業所に通算1年以上勤務していた。
- 3. 雲仙市お試し住宅の利用許可書の交付を受けたことがある。
- 4. 市が市内で実施する関係人口に関するイベント(市が委託して実施するものを含む。)に現地参加したことがあること。

(創業の場合)

- 1. 申請日以前の1年以内に長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業(創業支援事業)の交付決定を受けている。

移住支援金申請に係る申請書類

(共通)

各項目ごとに申請期間が異なり、各年度の1月31日が申請期限となります。

- 1. 雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付申請書(様式第1号)
- 2. 写真付き本人確認書類 (運転免許証等)
- 3. 移住支援金の振込先の預金通帳の写し (口座名義人等がわかるもの)
- 4. 戸籍の附票 (世帯の申請の場合は、世帯員全員分とし、申請日から連続する過去5年間に本籍地を変更した場合は、その変更した全ての戸籍の附票。)。本籍地の市役所等で取得ください。
- 5. 住民票の写し
- 6. 誓約書兼承諾書(様式第6号)
- 7. 自治会加入証明書(様式第7号)
- 8. 雲仙市税の滞納がない証明書 (世帯全員分) または
雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付に係る調査承諾書(様式第8号)
- 9. 転入直後で雲仙市税の課税がない申請者にあつては、前住所地の市区町村税(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税などを含む。)の滞納がないことを証する書類

(世帯の場合)

- 1. 世帯主がわかる移住元の住民票の除票(申請者を含む世帯員全員分)

(東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者の場合)

雇用保険の被保険者の場合

- 1. 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書(様式第2号)又はこれに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- 2. 東京23区内に通学していた大学等の卒業証明書等(在学期間及び卒業校を確認できる書類)
※大学等に通学していた期間を含める場合に限る。

個人事業主の場合

- 1. 開業届の写し又はこれらに代わる書類
(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- 2. 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

(就業 (一般) の場合)

※就業後3カ月後、かつ雲仙市へ転入後3ヶ月以上1年以内に申請が必要です。

- 1. 就業先の就業証明書(様式第3号)

(就業 (専門人材) の場合)

※就業後3カ月後、かつ雲仙市へ転入後3ヶ月以上1年以内に申請が必要です。

- 1. 就業先の就業証明書(様式第3号)

移住支援金申請に係る申請書類

(テレワークの場合)

※雲仙市へ転入後3ヶ月以上1年以内に申請が必要です。

【個人事業主の場合を除く】

- 1. 就業先の就業証明書(様式第4号)

【個人事業主の場合】

- 1. 就業時間の証明書(様式第5号) ※個人事業主の場合。
- 2. 業務委託契約書等(テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)
- 3. 開業届の写し等(移住先での事業所の所在地及び事業開始日が確認できる書類)
- 4. 申請日前の3か月間において当該テレワークによる業務実態及び収入を確認できる書類(全部または一部の期間を確定申告の写しでも代用可とする。)

(関係人口の場合)

※雲仙市へ転入後3ヶ月以上1年以内に申請が必要です。

- 1. 農林水産業又は家業等の就業先の就業証明書(様式第3号)

①過去に雲仙市の住民基本台帳に通算1年以上記録されていた場合

- 2. 在住期間が記録されている全ての戸籍の附票。

②過去に雲仙市内の事業所に通算1年以上勤務していた場合

- 3. 就業先の就業証明書(様式第3号)

③雲仙市お試し住宅を利用した場合

- 4. 雲仙市お試し住宅の利用許可書の写し

④関係人口に関するイベント(市が委託して実施するものを含む。)に現地参加したことがある場合

- 5. 関係人口に関するイベントの参加証明書(雲仙市政策企画課が実施する関係イベント参加者が対象。)

(創業の場合)

※交付決定後1年以内、かつ雲仙市へ転入後3ヶ月以上1年以内に申請が必要です。

- 1. 長崎県が実施する創業支援金の交付決定通知の写し